



中国の新しい「印紙税法」について

北陸銀行 国際部
大連駐在員事務所
金春梅

1. はじめに

2022年7月1日に「中国印紙税法」が改正され、同時に従来の「印紙税暫定条例」が廃止となりました。今般の改正では現行の税目税率を簡略化し、納税者・納税場所・納税期限などの関連規定を整備しました。その中に「中国国外で締結・中国国内で使用される課税証憑(契約書など)について、法人・個人とも印紙税を納付しなければならない」と新たに定められました箇所もあります。これにより、日本の居住者が中国で印紙税を納付しなければならないケースも出てくるので、今回は中国の新しい印紙税法について紹介したいと思います。

2. 「中国印紙税法」の概要

(1) 「印紙税の納税者」とは(第1条)

- ①中国国内で課税証憑を締結する、または証券取引を行う法人・個人は、本法の規定に基づいて印紙税を納付しなければなりません。
- ②中国国外で締結され、かつ中国国内で使用される課税証憑(契約書など)について、法人・個人は本法の規定に基づいて印紙税を納付しなければなりません。
例えば中国の現地法人が日本の金融機関から借入する場合、当該契約書に印紙税を納付することになります。

(2) 「課税証憑」とは(第2条)

「印紙税税目税率表」に記載された契約書、財産権移転書(契約書)、営業帳簿(法人・個人による事業活動について記載された財務会計帳簿)を指します。

(3) 納税範囲の明確化(印紙税税目税率表など)

- ①契約：必ず書面契約であること。
- ②借入契約：金融機関と借主との間の契約であること。金融機関同士は含まない。
- ③売買契約：動産売買であること。個人による動産売買契約は含まない。

(4) 印紙税の税金計算根拠(第5条、第6条)

- ①契約書に記載された金額(記載された増値税を含まず)
- ②財産権移転書に記載された金額(記載された増値税を含まず)
- ③営業帳簿に記載された払込済資本金と資本積立金の合計金額
- ④証券取引の場合、成約金額

契約書や財産権移転書に金額が記載されていない場合、実際に精算された金額を計算根拠とします。

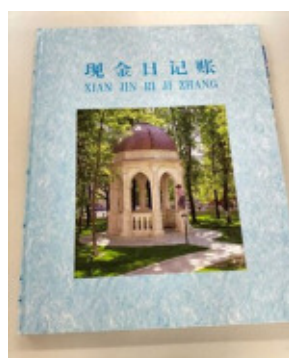
- (5) 納税場所（納税者が中国国外の法人または個人の場合）（第14条）
 - ①中国国内に代理人がいる場合、その国内代理人を納税義務者とします。
 - ②中国国内に代理人がない場合、納税者が自ら申告しなければなりません。
- (6) 納税義務の発生時間（第15条）
納税者が課税証憑を作成した日または証券取引を完了した日になります。
- (7) 納付日（第16条）
税務局と相談したうえで、四半期毎・1年毎もしくは都度納付します。
四半期、年度終了日もしくは納税義務発生日から15日以内に申告・納付します。

3. 印紙税納付の変遷

従来の印紙税の納付は、税務局で収入印紙を購入し契約書などに貼るといったような伝統的な方法が主でした。コロナ発生以降、税務局を含む中国の行政機関はオンライン申告（非接触業務）を積極的に提唱しており、これからは税務局のシステムで印紙税の申告と納付を行うようになります。



税務局の「電子税務局」
(印紙税以外の様々な税務申告もできる)



これまでは会計帳簿ごとに
印紙を貼っていました(5元/年・冊)



4. おわりに

これまで印紙税の納付に関して解釈が分かれることがありましたが、今般の改正でスッキリしたという話を聞きました。

また、中国の現地法人が日本の金融機関と借入契約を結んだ場合、以前は中国の印紙税の課税対象外でしたが、今後は印紙税を納付しなければならないので注意が必要です。

<ご注意>文中意見は筆者の個人的見解であり、北陸銀行としての見解の反映ではありません。当レポートは作成時点の経済状況に基づき、情報提供のみを目的に作成したものです。

記載内容についてはご利用者のご判断と責任のもと、ご利用くださいますようお願いいたします。

ほくりく長城会

海外ビジネス情報

発行：北陸銀行 ほくりく長城会事務局
〒920-0024 金沢市西念1-1-3 コンフィデンス4F
(株)人材情報センター内
TEL: (076)254-6500 FAX: (076)254-6565
E-mail: info@chojo-hokugin.jp